

## 空き家5（ファイブ）戦略事業利活用モデル業務公募型プロポーザル に係る質問回答

徳島県県土整備部住宅課

このことについては、次のとおりです。

番号	質 問 事 項	回 答
1	募集要項 > 2業務概要：「業務料」「改修工事費補助」とともに「消費税及び地方消費税相当額を含む。」との記載がございますが、消費税も補助対象になるとの理解でよろしいでしょうか。	「業務料」については、消費税及び地方消費税相当額を含めた金額で契約をします。 「改修工事費補助」については、消費税及び地方消費税相当額を含めた金額が補助対象となります。
2	募集要項 > 2業務概要：テーマ3【人口減少×空き家】目的:子育て世帯に向けた快適な住まいや子育て支援施設等への転換とありますが、「子育て支援施設等への転換」とありますが、地域の子どもや親が利用できるコミュニティスペース（フィットネス・スポーツ施設を含む）は対象になりますでしょうか。	地域の子どもや親が利用できるコミュニティスペース（フィットネス・スポーツ施設を含む）はテーマ3【人口減少×空き家】に該当すると考えます。
3	参加申込書：複数法人によるコンソーシアムの場合、参加申込書のトップページには「代表者（法人）」の身が記名し、その他の構成員は「4参加者一覧」の「構成員」に記入すれば良いでしょうか。	コンソーシアムによる参加申込みを行う場合、参加申込書（様式第1号）はコンソーシアムの代表者名等を記載し、「4参加者一覧」には代表者を含めたコンソーシアムの全ての構成員を記載してください。
4	業務仕様書 > 3業務の内容 > (1)業務計画書の作成：こちらは本件プロポーザルにより選定され、契約締結後に着手するという認識で良いでしょうか。	貴見のとおりです。
5	業務仕様書 > 3業務の内容：こちらの文章にある「発注者」は徳島県、「受注者」は本件プロポーザルに応募し選定された者、という認識で良いでしょうか。	貴見のとおりです。
6	応募者（法人）は、本件申請（7/16期限）時点で、申請事業内容を登記上の「事業内容」に登録しておく必要がありますでしょうか。もしくは申請・選定後でも問題ないでしょうか。（新規事業として開始いたします。株主総会決議は完了しており、登記手続のみ未済です。）	本業務については、事業者選定後の契約となります。 契約に際し、会社法等の関係法令は遵守していただきますようお願いいたします。
7	申請時の必要書類に登記簿謄本の写し（履歴事項全部証明書）とございますが、「登記情報提供サービス」から取得したものでも差し支えないでしょうか？ <a href="https://www1.touki.or.jp/">https://www1.touki.or.jp/</a>	「登記情報提供サービス」から取得したものでも差し支えありません。

## 空き家5（ファイブ）戦略事業利活用モデル業務公募型プロポーザル に係る質問回答

番号	質 問	回 答
8	申請時の必要書類に直近の納税証明書(国税・県税)がございますが、e-taxなどから取得した「納付があったことが確認できる書類」でも差し支えないでしょうか？	e-taxなどから取得した「納付があったことが確認できる書類」でも差し支えありません。
9	現在、賃貸物件にて事業を行っており、建物の所有者ではありません。FAQ には該当する旨の記載があるように思いますが、念のため、所有者でなくても応募資格を満たすと理解してよろしいでしょうか？	本プロポーザルの申請において、建物の所有権を要件としておりませんが、所有者の同意があることを前提としています。 なお、改修工事費補助については、所有者、管理者又は賃借人が申請者となる事を想定しています。
10	応募を予定している物件は、既存事業で利用している建物に付属する倉庫（納屋）で、同じ賃貸借契約内に含まれています。ただし、現在は貸主の荷物が残っており、既存事業では一切使用していない状態です。このような状態の倉庫でも、空き家等として本事業の対象に該当するか、ご確認させていただきます。	本事業の対象は、空き家又は空き建築物としており、「居住その他の使用がなされていないことが常態であり、かつ、今後も従来の用に供される見込みのない」住宅又は建築物を差します。 なお、「居住その他の使用がなされていないことが常態である」とは、国土交通省の告示では「建築物等が長期間にわたって使用されていない状態をいい、例えば概ね年間を通して建築物等の使用実績がないことは1つの基準となると考えられる。」とされており、また、空き家等を改修するに当たっては、建築基準法等の各種法令を遵守してください。
11	応募を検討している事業の内容は、以下のとおりです： 現在使用している建物内の一部（焙煎スペースを含む）を移し、倉庫部分に改修を行ったうえで、菓子製造業許可を取得し、事業者を誘致。徳島県産の食材とフードペアリングをテーマに、イベント等の実施を予定しています。将来的には、既存事業での菓子製造拠点としても活用を構想しています。さらに、徳島県内のコーヒー事業者に向けたセミナー開催や、シェアロースターの拠点、品質向上と発信の場としての活用も視野に入れています。 このような構想は、本事業の目的や応募要件に合致する内容と捉えてよろしいでしょうか？	提出していただく企画提案書において、3つのテーマのうち、どのテーマに該当するかについて説明してください。 本事業の目的や募集要件に合致するか否かは、応募者から提出いただいた企画提案書により選定委員会で審査し、判断します。
12	上記のような誘致・連携を想定している協力事業者（コンソーシアムを組む予定）は、現時点では確定していません。本事業が採択された場合に、協力の具体化が可能になる見込みです。このような場合、コンソーシアム構成員や協力事業者については、確定していなくても、予定先の承諾があれば提案書等に記載しても差し支えないでしょうか？	コンソーシアムの構成員については、参加申込書の提出時に確定している必要があります。 協力事業者については、確定している必要はありません。

## 空き家5（ファイブ）戦略事業利活用モデル業務公募型プロポーザルに係る質問回答

番号	質 問	回 答
13	業務料上限額「100万円／棟」は、主にどのような費用を対象とすることが想定されているのでしょうか？たとえば、実施報告書の作成などの調査・取りまとめ経費も含まれますか？また、FAQ「一般事項 1-③」で示されている内容と同義と考えてよろしいでしょうか？	業務料上限額「100万円／棟」は、業務仕様書「3 業務内容」(1)及び(2)に記載の業務を対象とする費用です。実施報告書の作成などの調査・取りまとめ経費も含まれます。
14	プロポーザル受託し空き家活用が出来た場合、当社HP掲載やプレスリリースを出すことは可能でしょうか？	本業務の成果品の著作権は県に帰属します。県と協議の上、ホームページ掲載やプレスリリースを出していただく事は可能です。
15	公募型プロポーザル募集要項 13 留意事項(9)について 整備対象の空き家等が所在する市町村の「空家等対策計画」に改修用途が記載されていない場合がある…とあるが、各市町村が制作している空家等対策計画の改修用途に沿って工事していないと助成金が受けられないという趣旨であっているか？	市町村が作成する空家等対策計画において、位置付けられた空き家等の活用用途の改修工事が補助対象となります。当該内容については、参加申込書の提出を受け、県側でも内容を確認します。
16	現在1年以上空室となっている物件を改装して、宿泊事業を行いたい。所有権の移転は行わずに、物件の所有者との間に、賃貸借契約と転貸借契約を締結すれば今回のプロポーザルの対象となりますでしょうか。	本事業の対象は、空き家又は空き建築物としており、「居住その他の使用がなされていないことが常態であり、かつ、今後も従来の用に供される見込みのない」住宅又は建築物を差します。応募時に建物全体が上記に該当する必要がありますが、改修工事においては、建物全体ではなく、その一部のみを改修する場合も本プロポーザルの対象としています。また、物件の所有者との間に、賃貸借契約と転貸借契約を締結し、宿泊事業を実施するものは、本プロポーザルの対象と考えます。
17	業務にかかる経費の見積りとは、具体的にはどのような経費を想定していますでしょうか。専門家（宿泊事業の実績あるが他県事業者）に支払うコンサルフィーや、県に納品する動画の製作費は対象経費に含まれますか？他にも想定している経費や、対象外の経費を教えてください。	業務料上限額「100万円／棟」は、業務仕様書「3 業務内容」(1)及び(2)に記載の業務を対象とする費用です。専門家に支払うコンサルフィーや、県に納品する動画の製作費の経費も含まれます。
18	成果物として納品する動画について、動画の長さ(尺)はどのくらいを想定していますか。	業務仕様書「3 業務の内容」(2)⑦に記載のとおり5分程度としています。
19	コンソーシアムの構成員は、別のコンソーシアムの構成員を兼ねる事は可能か？	コンソーシアムの構成員が別のコンソーシアムの構成員を兼ねる事は可能です。募集要領は6月13日に更新しています。

空き家5（ファイブ）戦略事業利活用モデル業務公募型プロポーザル  
に係る質問回答

番号	質 問	回 答
20	履歴事項全部証明書や納税証明書については、発行日から何ヶ月以内のものでなければならないのか？	履歴事項全部証明書や納税証明書は書類提出締切日から起算して3ヶ月以内のものを提出してください。
21	プロポーザルで選定されたが、業務のみを実施し、改修工事を行わないことは可能か？	業務については、実際の空き家等の改修に係る内容を含めた成果品を提出していただく必要がありますので、業務のみを実施し、改修工事を行わないことは想定していません。